

小監公告第11号
令和3年7月29日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小峰儀則

小山市監査委員 安藤良子

記

1. 監査対象

施設名：絹ふれあいの郷
指定管理者：絹ふれあいの郷交流推進組合
所管課：産業観光部 農政課

2. 監査期日

令和3年6月25日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、經理事務の自己点検及び絹ふれあいの郷の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。